

照合省略事業所の指定及び撤回について

(1) 照合省略事業所の指定

- ① 過去の取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、提出された届出の記載内容に信頼性が高いと認められること。

なお、この判断に当たっては、過去1年間を目安として、次の点を考慮します。

- ・過去の取扱実績からみて、適正な事務処理が行われており、届出の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
 - ・これまでに事務手続の処理に起因する不正受給等がないこと。
 - ・故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
 - ・労働基準法に定める労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等を完備していること。
 - ・当該事業主に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
 - ・その他、公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応できる事業主であること。
- ② 雇用保険の事務処理遂行に係る組織・体制が構築されており、事務処理担当者の交代等による事務処理水準の低下が懸念されないこと。以下のいずれかに該当するか判断します。
- ・雇用保険事務手続を担当する者及びこれを統括する者を配置した総務・人事・労務等の独立した部門を具備していること。
 - ・雇用保険業務に係る知識を得る機会が社内の体制に組み込まれていること。
 - ・雇用保険業務手続に関するシステムを導入・構築していること。

(2) 照合省略事業所の撤回

照合省略事業所であっても次のいずれかに該当したときは、照合省略の対象ではなくなります。

- ① 労働関係法令の規定に違反したとき
- ② 労働保険関係の事務処理を怠ったとき
- ③ 届出内容について、確認不十分等により、著しく不適正であると認められるとき
(事務処理担当者の交代等により著しく事務処理水準が低下した場合を含む)
- ④ サンプリング調査に協力しないとき
- ⑤ 当所が開催する「雇用保険事務担当者研修会」への欠席が続いたとき
- ⑥ その他、「(1) 照合省略事業所の指定①②」からみて照合省略の対象事業主と認めるに適当でない行為があったとき

(3) サンプリング調査について

照合省略が認められた事業主等からの申請・届出については、当該申請・届出件数のうち一定数について調査を行うこととなっています。